



# 連合わかやま

日本労働組合総連合会  
和歌山県連合会  
〒640-8317  
和歌山市北出島1丁目5-46  
TEL (073) 436-0501  
FAX (073) 436-5226  
発行責任者 東郷 隆文

## 地域フォーラムを開催

2016年9月3日（土）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、地域全体の活性化につなげることを目的に「地域フォーラム」を開催しました。メインテーマを「地域の活性化には中小企業の活性化がカギ」とし、日本労働組合総連合会神津里季生会長、和歌山県仁坂吉伸知事、和歌山県経営者協会竹田純久会長よりご講演をいただきました。

冒頭、主催者を代表して連合和歌山小林会長が挨拶した後、神津会長から「地域の活性化に向けて」と題し、社会が抱える課題と連合が考えるめざすべき社会の姿や、「底上げ・底支え・格差是正」の取り組みについてご講演いただきました。

続いて仁坂知事から「和歌山県の産業振興と雇用の確保について」と題し、県内産業を取りまく現状や県で実施している支援、和歌山県で働く者を増やす取り組みについてご講演をいただきました。

最後に竹田会長から「中小企業の実情と活性化に向けた取り組み」と題し、県経済の状況や雇用環境・賃金の状況、県内企業の方向性や経営者協会としての役割についてご講演をいただきました。

構成組織の組合員や連合和歌山地方議員団会議構成員など併せて180人が参加しました。



▲連合 神津会長



▲和歌山県 仁坂知事



▲和歌山県経営者協会 竹田会長



▲フォーラムの様子

## 民進党和歌山県連との意見交換会

2016年9月23日（金）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において「民進党和歌山県連との意見交換会」を行いました。

まず民進党和歌山県連の岸本周平代表と連合和歌山の小林会長から挨拶がありました。その後の意見交換では、臨時国会での争点や働き方改革、民進党代表選等について熱心な話し合いが行われました。

この意見交換会に連合和歌山執行員会・地協代表者会議構成員から20人が出席しました。



▲意見交換会の様子

## 政策学習会を開催

2016年9月26日（月）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において「政策学習会」を開催しました。

冒頭、主催者を代表し小林会長の挨拶、来賓を代表して地方議員団会議代表の長坂隆司和歌山県議会議員より挨拶をいただきました。続いて、連合本部総合政策局春田雄一経済政策局長から『「2017年度重点政策』の策定・実現に向けた取り組み』と題し、学習会を行いました。学習会では、政策実現に向けて取り組みについて「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」（第2弾）の説明や、最近の話題として税制改正の動向について、消費税の低所得者対策や所得税の人的控除等の見直しについて説明がありました。

その後、連合和歌山「2017年度・政策制度要求と提言」について、連合和歌山の野口宗宏政策局長から和歌山県へ要請する内容について説明がありました。

「2017年度・政策制度要求と提言」については、10月21日（金）に和歌山県知事に手交する予定となっています。

この学習会に構成組織から64人（うち女性6人）が参加しました。



▲連合本部 春田局長



▲学習会の様子

## 男女平等参画推進ニュース No.3

第3弾は男女平等参画推進委員会構成員さんの組織での取り組みについてです。



JP労組（日本郵政グループ労働組合）の和歌山連絡協議会の朴です  
私は連合和歌山の執行委員であると同時に、男女共同参画委員の一員でもあります  
紙面に載せていただけるというので、この機会を利用して自労組の和歌山県下での現状をかかせてもらいます。現在和歌山県内で加入組合員総数は2401名、その内女性組合員772名（構成比32.1%）となっています。

県内の支部執行委員数では、総数74名中5名（構成比6.7%）となっていますが将来を担う人材育成を主におく支部支援組織である女性フォーラムという機関があります。

その女性フォーラム役員数は今現在県下で28名です。

JP労組ではその女性フォーラムが主体になって、女性組合員を対象に「集い、聞き、話す」を軸にして仲間のすそ野を広めるべく、活動しています。

また私たち和歌山連絡協議会、各支部執行委員のメンバーも彼女達に任せきりにするのではなく各個の自身の職場の女性組合員に働きかけ、その彼女たちに色々な情報を持ち寄ってもらい、それを発表できる機会を提供するなど、これからも出来る限り協力していきたいと思っています。先ずは男性主体になりがちな職場、家庭環境に、自分たちなりの方法で「新しい気づき」を呼びきっかけの存在になってくれればと期待しています。

男女ともに働きやすく、また働きがいのある職場づくりを目指して共に頑張りましょう。



# 最低賃金 ご存知ですか?

## 下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

## 毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

## 派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

## 深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。この他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。



## あなたの街 和歌山県 の 地域別最低賃金は

**753** 時給  
円

午後10時～  
午前5時に  
勤務する場合  
**25%割増** 時給(753円) ×  
**深夜労働時間** × **125%**

2016年10月1日～



おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



い こ う よ れ ん ご う に  
**0120-154-052**



日本労働組合総連合会和歌山県連合会(連合和歌山)  
<http://www.rengo-wakayama.jp/>

連合和歌山

検索